

2016年1月6日

仙台市健康福祉局保健衛生部
生活衛生課食品衛生係 御中

宮城県生活協同組合連合会

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台

電話番号 022-276-5162

会長理事 宮本 弘

平成28年度仙台市食品衛生監視指導計画（案）への意見

平成28年度仙台市食品衛生監視指導計画案に対して、下記の意見を提出いたします。

記

1. 平成28年度の重点事業 【HACCPの手法を用いた自主衛生管理の推進】について

仙台市食品衛生法の施行に関する条例の改定により、HACCP導入型基準を追加した新たな制度仙台市食品衛生自主管理評価制度（仙台HACCP）について、この認知度を上げるための周知徹底や、食品等事業者の利点等が分かるように記載してください。

2. 1-（2）「食品等事業者に対するHACCPの推進と市民への普及啓発」について

「仙台HACCPまるわかりBOOK」を作成し、マスコミ発表するなど市民への理解を進めるための取り組みについて評価いたします。HACCPの手法を用いた自主衛生管理の推進について重点項目に盛り込んでいることから、食品等事業者が仙台HACCPの認証取得方法について理解し、導入できるよう支援してください。

また、市民への理解がすすむように工夫してください。

3. 2-（1）「食品関係施設の監視指導、苦情調査等」-③について

立入検査を実施する場合には、十分な調査と迅速な対応が望まれます。違反が確認されましたら適切な措置での対応を行ってください。

4. 2-（3）「製造・流通・販売等における監視指導」-①について

2016年度の収去検査計画で、重点事業にもあげている食中毒防止の観点から、食中毒微生物の検体数を増加させたことは評価できます。

一方、放射性物質検査の検体数が減少していますが、その理由を市民に周知徹底するようしなければ、不安感だけが残ることになります。検体数の変更の理由を市民が理解できるように広報などで周知してください。

5. 3-（1）「食中毒発生時の原因究明、拡大防止」について

ノロウイルスは冬季を中心に発症することが多いと考えられていますが、2015年6月に仙台市内で開催された地域行事において、ノロウイルスによる食中毒が発生し、45人が発症しました。食品等事業者に対して食品取扱者の健康管理等の重要性を周知し適切な対応の指導をすることはもちろんですが、市民に対して食品の取り扱いや調理担当者の体調管理についての十分な啓発が

必要です。

6. 4- (1) 「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進・仙台市食品安全対策協議会の開催」について

一般の市民が食品の安全性について、日頃抱えている不安や疑問を払しょくできるような形のリスクコミュニケーションを実施することが重要です。消費者、生産者、食品等事業者が直接顔を会わせ、お互いの状況や意見が分かり合えるような自由な対話の場が求められていると考えます。ぜひこのような形での場の設定を望みます。

7. 4- (2) 「食品の安全性確保に関する計画案への意見募集・食品衛生監視指導計画の作成と公表」について

せんだい食の安全サポーターの活動内容に、仙台市食品衛生監視指導計画案に対して消費者の立場から意見を述べることを入れたことは評価します。しかし、一般市民からの広い意見を求めるには、現在提供されている「食の情報館」だけでは十分とは言えません。市民が日頃から仙台市の食の安全施策に興味を持ち、意見を提出できるよう、十分な情報の提供を行う必要があります。

8. 4- (6) 「食品の安全性及び食品の表示に関する相談」について

2015年4月から食品表示法が施行され、新たな基準での食品表示や機能性表示食品など、様々な表示が出てきています。表示についてどのように理解し、生活に取り入れていけばいいのかが必要です。「いわゆる健康食品」等の表示に関して疑問に思う消費者もいることから、調査結果を相談者に報告するだけでなく、相談内容について公表することも重要です。

9. 5- (2) 「食品衛生監視員等の資質の向上」について

市民の食の安全を守るためには、公益通報者保護制度や新たな食品表示制度についてなど、食品衛生に特化せず食に関わる全ての職員等を対象とした研修会などを適正に実施してください。

最後に、仙台市民の生命・健康が最優先という消費者視点の、食の安全性と信頼性の確保に向けた、仙台市としての目的を明確にした「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定することが必要と考えます。

来年は「G7 仙台財務大臣・中央銀行総裁会議」も開催されるなど、国際都市「仙台」として、食の安全を確保した施策が重要視されます。

仙台市においては、食品安全基本法と食品衛生法に基づき「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、毎年度アクションプランと食品衛生監視指導計画により施策を進めています。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う放射性物質による食品の汚染問題、消費者を裏切る食品偽装問題やそれに付随した食物アレルギーの危険性の問題など、食の安全への信頼を揺るがす問題等へ対応するには、事業者に対する食品の安全性確保だけでは十分とは言えず、市民の食品に対する信頼性の確保とは直接結びつきません。食の安全・安心に関する消費者教育を充実させることや、地産地消の推進、国際都市としての食の安全の確保も必要です。

仙台市民の生命・健康が最優先という視点や、市民の意見を施策に反映させた「仙台市食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定し、条例のもと実効性のある食品衛生監視指導計画を実施することが必要と考えます。

以上